特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付 金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道岩内町長

公表日

令和7年11月14日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務			
②事務の概要	令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について(令和5年3月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)に基づき、電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、臨時特別的な給付措置として給付金を支給する。			
③システムの名称	①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金管理システム、②中間サーバー、 ③団体内統合宛名システム			

2. 特定個人情報ファイル名

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給関連ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 第9条第1項、別表第一 第101項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める

事務を定める命令 第54条

・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	情報照会の根拠) 公金受取口座登録法第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 第19条第8号 別表第二 第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第59条の4

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	民生部社会福祉課福祉調整係
②所属長の役職名	民生部社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町 総務部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町 総務部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011

9. 規則第9条第2項の適用

[O]適用した

適用した理由

当該給付金の対象者抽出の基準日が事業開始直前であり、特定個人情報保護評価書の策定・公表が給付開始に間に合わなかったため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき、事後評価として実施する。

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満					
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[‡] 項目評価書 施機関については、それ ・] ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 まなは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
	・項目評価書 施機関については、それ・ 情報提供ネットワークシ	・項目評価書] 施機関については、それぞれ重点項目評価・					

3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	5	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	ークシステムを	を通じた提供を関	徐く。)	Ι]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続し	ない(入手)	1]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
7. 特定個人情報の保管・決	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
8. 人手を介在させる作業				[]人手	を介在させる	6作業はな	gu
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	<i>.</i>	
判断の根拠	バー登録		は、本人から	のマイナンバー	-取得の徹底		インに従い、マイナン ኣット照会を行う際には4
9. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[〕外部監	査

10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	I]全項目評価又は重点項目評価を写	ミ施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへのす 事務に必要のないでは で用等のリスクでは ではいるリスクへ システムを通じて システムを通じて システムを通じて い、滅失・毀損リ	対策 はい情報との紐付けが行われるリスクへの対 れるリスクへの対策 アへの対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた て目的外の入手が行われるリスクへの対策 て不正な提供が行われるリスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	員、参照範囲が必要最小限と	なるようアクセス	ットワークシステムで情報照会を行うことが 、制限を設定し、また、アクセス権限の所持れ 徹底を呼びかけるなどの対策を講じている。	音には、事務取	

変更箇所

发史自用								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和7年11月14日	I-5. 評価期間における担当部署 ①部署	健康福祉部社会福祉課福祉調整係	民生部社会福祉課福祉調整係	事後				
令和7年11月14日	当部者(2)所属長の役職名	健康福祉部社会福祉課長	民生部社会福祉課長	事後				
令和7年11月14日	求先	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	総務部 総務課 庁舎·情報管理係	事後				
令和7年11月14日	I-8. 特定個人ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	総務部 総務課 庁舎・情報管理係	事後				
令和7年11月14日	I 関連情報 9	(なし)	新様式への変更に伴う「I 関連情報」の追加記載	事後	追加記載のとおり事後評価と して令和5年11月15日提出・ 公表			
令和7年11月14日	Ⅳ リスク対策 10~11	(なし)	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の変 更・追加記載	事後				